

障害者スポーツサポーターバンク運営要項

平成29年1月6日制定

1 趣旨

障害者スポーツの振興を図るため、群馬県障害者スポーツ協会（以下、「協会」という。）が取り組むスポーツの普及推進及び競技力向上に協力する意思のある者を登録し、活用することにより、障害者スポーツへの支援体制を強化する。

2 サポーターの登録

(1) 登録の対象者

- ア 協会が開催する障がい者スポーツ指導員養成講習会を修了した者。
- イ 協会が適任者であると認めた者。

(2) 登録方法

登録申請書（別記様式1）により申し出が適任者と判断された場合は、障害者スポーツバンクに登録し、登録証（別記様式2）を交付する。

(3) 登録期間

障害者スポーツサポーターバンクの登録期間は2年間とし、4月1日から3月31日までとする。

(4) 登録の更新

協会の事業に、最低でも年1回以上協力活動を行った者が更新の対象者となる。

(5) 登録期間中における変更

登録期間中において登録者の登録事項（氏名、住所、活動可能日等）に変更が生じた場合は、直ちに協会に登録変更届（別記様式3）を提出すること。

3 サポーターの活用

(1) 登録サポーターへの協力要請

協会は、原則として、協力を受ける期日の2週間目までに、電話または文書で登録サポーターあて協力要請する。

(2) 登録サポーターに対する謝金・交通費等

活動内容に応じ、協会が負担する。

(3) 活動に伴う保険

登録サポーターは、協会の承認を得た事業の活動中の傷害について適用する。

4 登録の取り消し

登録者が障害者スポーツサポーターとしてあるまじき行為をした場合、その者の名前を登録者名簿（別記様式4）から抹消する。